

東京慈恵会医科大学同窓会会員の勤務医の皆様へ

万一の損害賠償にそなえて

勤務医師賠償責任補償制度のご案内

(医師賠償責任保険)

団体割引
20%適用!!

平成26年度から
自動更新方式
になりました

お申し込みメ切日は
平成29年4月20日(木)
です



ご加入内容に関する大切なお知らせ

※現在ご加入の方は必ずお読み下さいませよう
お願いいたします。

現在ご加入の方につきましては、上記お申し込み締切日までに、ご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、**特段ご加入手続きは不要**です。変更を希望される方は慈恵実業までご連絡ください。

※**会員の皆様につきましては、同窓会費をお支払いいただいていることが加入条件となります。**

※**開業医の方は本制度へご加入いただけませんので、ご了承下さい。**

本契約の保険期間は

平成29年7月1日午後4時 ~ 平成30年7月1日午後4時 1年間です。

団体契約者

東京慈恵会医科大学同窓会

取扱代理店

株式会社 慈恵実業 (慈恵大学100%出資会社)

東京都港区西新橋 3-25-8

☎ 03-3431-6898 (直通)

☎ 03-3433-1111 (内線 5454) 加藤・石井

MAIL: ishibai@jikei.co.jp

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

補償内容

医師賠償責任保険の内容

① 保険金をお支払いする場合

被保険者（補償を受けることができる方がいい、この保険にご加入された勤務医師ご本人となります。）またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務によって患者の身体に障害（死亡を含みます。）が発生したことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

常勤の病院のみならず出張手術等、外部の医療施設における医療業務に起因する事故で先生（被保険者）が責任を問われた場合も対象となります。

保険金をお支払いするのは、患者の身体・生命の障害が保険期間中に発見（注）された場合に限りです。

（注）被保険者が事故を最初に認識した時（認識し得た時を含みます。）または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時（提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。）のいずれか早い時点をもってなされたものとし
ます。

※ただし、いかなる場合も病院の責任を肩代わりしてお支払いするものではありません。

② お支払いする保険金の種類およびお支払方法

（1）被保険者が負担する次のような損害賠償金や諸費用に対して保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金：法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
※損害責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。

②争訟費用：損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず、調停・示談等も含みます。）

③損害防止軽減費用：事故（*）が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用

④緊急措置費用：事故（*）が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用

⑤協力費用：引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

（*）医療業務の遂行に起因する患者の身体障害をいいます。

（2）保険金のお支払方法

・上述の①は、ご加入された補償限度額（支払限度額）を限度にお支払いします。

・上述の②～⑤は、原則として全額が保険金お支払いの対象となります。ただし、②は「①法律上の損害賠償金」の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。

③ 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。

（1）日本国外で行われた医療業務に起因する賠償責任

（2）名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任

（3）美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任

（4）医療の結果を保証することによって加重された賠償責任

（5）所定の免許を持たない者が行った医療行為に起因する賠償責任

（6）医療施設（設備を含みます。）、航空機、車両（原動力がもっぱら人力である場合を含みます）、船舶または動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任

（7）保険契約者または被保険者の故意

（8）地震、噴火、洪水、津波または高潮

（9）被保険者と他人との間の特別な約定によって加重された賠償責任

（10）被保険者と同居する親族に対する賠償責任

等

保険期間

東京慈恵会医科大学同窓会会員の勤務医師賠償責任保険団体契約は

平成29年7月1日午後4時 ～ 平成30年7月1日午後4時
1年間です。

※中途加入も承っております。

中途加入の場合は、保険料が異なりますので、取扱代理店：(株)慈恵実業
03-3431-6898（直通）までご連絡下さい。

保険プランと保険料

(保険期間1年)

タイプ		Sタイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
補償限度額 (支払限度額) (免責0円)	対人1事故につき	2億円	1億円	5,000万円	100万円
	対人保険期間中につき	6億円	3億円	1億5,000万円	300万円
年間保険料		51,570円	40,660円	34,580円	6,010円

※上記保険料に引き取り手数料76円を加えた金額をお引き落としさせていただきます。

※上記保険料には団体割引20%が適用されています。なお、加入者が500名未満の場合は団体割引率が変わるため保険料の引き上げまたは支払限度額の引下げ等の変更をさせていただきますので予めご了承下さい（平成28年度慈恵医大勤務医師賠償責任保険7/1時点加入者数1,362名）。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

高額賠償時代ですので万全を期すためにもSタイプのご加入をおすすめします。

なお、日本医師会A①及びA②会員の先生は既に日医保険に加入しておりますが、100万円の自己負担がありますので、Cタイプへのご加入をご検討下さい（S・A・Bタイプへはご加入いただけません）。日医保険は日本医師会A①及びA②会員に自動付帯されている保険です。

ご加入方法

※前年度と同様の加入内容で更新される方は「自動更新」となりますので、手続きは不要です。変更を希望される方は慈恵実業までご連絡下さい。

1. 「加入依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印下さい。

※ 加入者証は7月下旬にご送付いたします。

2. 「預金口座振替依頼書」に保険料引き落とし希望口座をご記入の上、口座届出印をご捺印下さい。

※ 口座届出印は1、2枚目に鮮明にご捺印下さい。

※ 口座は普通口座のみとなり、当座はご利用いただけませんのでご注意ください。

3. 同封の返信用封筒に入れて4月20日（木）までに投函して下さい。

※ 慈恵大学在籍の先生方は慈恵実業売店（本院・柏）・ローソン（葛飾・第三）でもお申し込みいただけます。

お申し込みメ切日

平成29年4月20日（木）消印

保険料口座引き落とし日

ご指定の口座から**6月12日（月）**に保険料を引き落としいたします。

※引落とし完了の連絡は行っておりませんので、各自でご記帳の上ご確認ください。

※引落しされていない場合につきましては、取扱代理店・慈恵実業までご連絡下さい。

ご加入対象

〈この保険にご加入できる先生〉

東京慈恵会医科大学同窓会会員^(※)の方で勤務医師の先生であればどなたでもご加入になれます。ご加入後、東京慈恵会医科大学同窓会の会員でなくなった場合はお申し出ください。

※会員の皆様につきましては、同窓会費をお支払いいただいていることが加入条件となります。
年会費をお支払いいただけていない方は、本保険にご加入出来ません。

※ 東京慈恵会医科大学同窓会定款

第3章 会 員

第6条 この法人の会員を分けて次の三種とし、それぞれ会費年額金6,000円を納めるものとする。

- 1 正会員 東京慈恵会医科大学並びにその前身の医学校の卒業者
- 2 特別会員 前号の者を除き東京慈恵会医科大学並びにその前身の医学校の教授又は教授であった者
- 3 準会員 前各号の者を除く東京慈恵会医科大学並びにその前身の医学校関係者

〈注意事項〉

●**会員の方であっても、開業医の方はご加入いただけません。**

●**開業をご予定されている先生方へのご注意**

開業される場合には、別途契約の再締結が必要ですので、事前に取扱代理店または引受保険会社まで必ずご連絡ください。

その他注意事項

保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限り)またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。詳細につきましては、代理店または引受保険会社までご照会ください。(ご契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。)

もし事故が起きたときは

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したことを発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

ご加入の際のご注意

〈告知義務〉加入依頼書等に★または☆が付された事項はご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合や事実が記載されていない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

〈通知義務〉ご加入後、加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。通知義務の対象ではありませんが、ご加入の住所等を変更した場合にも代理店または引受保険会社にご連絡ください。

〈他の保険契約等がある場合〉この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払します。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払します。

〈保険金請求の際のご注意〉責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご確認ください。

①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合

②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

〈示談交渉サービスは行いません〉この保険には、保険会社が被害者の方と

の示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、ご加入者(被保険者)ご自身が、被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の承認を得ないで、賠償責任を承認または賠償金額を決定した場合には、賠償金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。(賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要となります。)

〈重大事由による解除について〉以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にご加入内容に基づき保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

※取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものととなります。

※このパンフレットは、医師賠償責任保険の内容をご紹介します。詳細は、契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりありますが、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他この保険のくわしい内容は、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

※この保険は慈恵医大同窓会を保険契約者とし慈恵医大同窓会会員を被保険者とする医師賠償責任保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は慈恵医大同窓会が有します。

受付窓口

幹事取扱代理店 株式会社 慈恵実業
〒105-8461 東京都港区西新橋 3-25-8
TEL 03-3431-6898 (直通) 担当: 加藤・石井
MAIL: ishikai@jikei.co.jp

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 担当課: 公務第二部 文教公務室
〒102-8014 東京都千代田区三番町 6-4
TEL 03-3515-4133 FAX 03-3515-4132

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター (指定紛争解決機関)

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

0570-022808 (通話料有料)



IP 電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間: 平日 午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。)

お問い合わせ先